

## ○ 鹿児島工業高等専門学校FD委員会規則

### (設置)

第1条 鹿児島工業高等専門学校に、FD委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (定義)

第2条 この規則においてFD（ファカルティ・ディベロップメント）とは、高専教員の教育、特に授業に関する資質と能力を高めるための組織的かつ継続的な取り組みをいう。

### (目的)

第3条 委員会は、校長の諮問に応じ、FDについて本校の基本事項を審議し、対応策を決め、教職員の意識改革の推進を図るとともに、本校における教育機能の充実に寄与する。

### (組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 教務主事及び教務主事補
- (2) 学科から推薦された教員 各1名
- (3) 一般教育科から推薦された教員 1名
- (4) 学生課長
- (5) その他校長が必要と認めた者

### (任期)

第5条 前条第2号、第3号及び第5号に規定する委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、委員長は副校長（教務主事）をもって充てる。

2 委員長は、委員会を召集し、その議長となる。

### (委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

### (他の委員会等との連携)

第8条 委員会は、他の委員会等と相互に連携し、本校におけるFDの推進活動を補完し合う。

(報告)

第9条 委員長は、授業評価アンケート、授業視察・授業参観及び授業改善計画書等FD活動の結果を校長に報告する。

(指導・助言)

第10条 校長は、前条の報告を基に、必要に応じ、教員に教育の内容及び方法の改善について指導・助言する。

(事務)

第11条 委員会に関する事務は、学生課において処理する。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成12年7月18日から施行する。
- 2 この規則の施行後、最初に任命される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成14年3月31日までとする。

附 則

この規則は、平成14年5月17日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月16日から施行し、改正後の鹿児島工業高等専門学校FD委員会規則の規定は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年6月20日から施行する。

附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 25 年 12 月 20 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 10 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 28 年 9 月 20 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。